

ご存知ですか？

健康保険は**整骨院・接骨院**で

「使える場合」と「使えない場合」があります。

近年、整骨院・接骨院が皆さんの身近にあり気軽にご利用になる方が多くなっていますが、施術を受ける場合、保険証が「使えるもの」と「使えないもの」が決められています。

施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、柔道整復師へのかかり方を正しくご理解していただきますようご協力をお願いいたします。

骨 折
(こっせつ)



脱 臼
(だっきゅう)



保険証が
「使える場合」

※骨折・脱臼は、応急手当を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

捻 挫
(ねんざ)



打 撲
(だぼく)



挫 傷(肉離れ)
(ざしょう)



※出血を伴う外傷は除きます。

単なる
肩こりや筋肉疲労



内科的原因からくる
痛みなど



保険証が
「使えない場合」

脳疾患後遺症
などの慢性病



医師の同意のない
骨折や脱臼※



※応急手当を除きます。

労災保険が適用となる
業務上(通勤途上)
の負傷



症状の改善の見られない
長期の施術



これらの場合は全額自己負担になる場合があります。ご注意ください！

整骨院・接骨院で健康保険を使うときの注意点

■柔道整復師の施術を受ける際の注意事項

1. 負傷原因を正確に伝えてください。

負傷原因が外傷性でない場合や労働災害・通勤災害の場合は、健康保険が使えませんので、どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。

また、交通事故等の第三者による負傷で施術を受ける場合は、必ずパルグループ健康保険組合に届出をお願いいたします。

2. 療養費支給申請書には、自分で署名又は捺印してください。

手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は捺印が必要です。

3. 施術が長期間にわたる場合は、かかりつけの医師に相談しましょう。

症状の改善が見られない場合、内科的要因（けがではなく、病気による痛みが原因）も考えられますので、かかりつけの医師に相談しましょう。

4. 領収証は必ずもらいましょう！

平成22年9月の施術分より、領収証の無償交付が義務化されました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管してください。

健康保険証を使って整骨院・接骨院の施術を受けた方に、後日、施術内容等の照会をさせていただく場合があります。

保険料を適正に活用するため、ご理解とご協力をお願いいたします。